

記入上の注意事項

第1号様式

移転完了日より後の日付を記入

令和 年 月 日

浪江町長

申請者

氏名 浪江 太郎 (印)

生年月日 (T・S・H 20・1・23)

被災時住所 浪江町大字〇〇字〇〇1-1

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書

下記のとおり、避難先住宅等から自宅等への移転が完了し、浪江町ふるさと住宅移転補助金交付要綱第5条各号に掲げる費用を別紙のとおり要しましたので、報告いたします。

また、浪江町ふるさと住宅移転補助金の交付を受けたいので、裏面の同意事項に同意の上、同要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

⑦の住宅について、 帰町の有無にかかわらず、申請書本人も含め、同居者全員を記入	所在地及び種別	⑦ 帰町直前に住んでいた避難先住所 種別番号[③] ⑫の場合その種類 ()							
	入居期間	入居日：H・R 年 月 日 退去日：H・R 年 月 日							
	所在地及び種別	① ⑦の前に住んでいた避難先住所 種別番号[②] ⑫の場合その種類 ()							
	入居期間	入居日：H・R 年 月 日 退去日：H・R 年 月 日							
⑦の住宅について、 帰町の有無にかかわらず、申請書本人も含め、同居者全員を記入	所在地及び種別	⑤ ①の前に住んでいた避難先住所 種別番号[①] ⑫の場合その種類 ()							
	入居期間	入居日：H・R 年 月 日 退去日：H・R 年 月 日							
2 入居者氏名 生年月日 ※移転する直前の入居者名	浪江太郎	浪江妻子	浪江一男	浪江長女					
	T・S・H 20・1・23	T・S・H 23・4・5	T・S・H 50・6・7	T・S・H 52・8・9					
帰町した方に☑	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 浪江町大字〇〇字〇〇1-1							
各種が欄は該当する住宅種別の口に☑を記入	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 避難前住居 <input type="checkbox"/> 新たに建築、購入した住宅 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅 <input type="checkbox"/> その他公営住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()							
4 自宅等 完了した	移転先住宅の種別に☑	平成 令和 8年 4月 1日				避難住民届で届けた滞在開始日を記入			
5 補助金の交付申請額		80,000円 / 100,000円 / 150,000円							

【避難先住宅等の種別】

- ①建設型仮設住宅 ②民間借上げ住宅 ③都道府県営住宅 ④市町村・区営住宅 ⑤国家公務員宿舎
⑥地方公務員宿舎 ⑦教職員公舎 ⑧雇用促進住宅 ⑨UR賃貸住宅 ⑩持家 ⑪賃貸 ⑫その他
※福島県家賃等支援事業や東京電力賠償を利用した賃貸住宅は、「⑩賃貸」です。

(添付書類)

- 公共料金の領収書や検針票等の写し (公共料金の領収書等貼付用紙)
- 居住証明書 (第2号様式別紙) ※該当者のみ
- 浪江町ふるさと住宅移転補助金交付申請書 (第6号様式)
- 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し
※ 金融機関名、支店名、口座番号、名義人のカナ氏名が確認できるように
- その他町長が必要と認める書類 (追加で資料を求める場合があります)

県内単身：80,000円
県内複数人・県外単身：100,000円
県外複数人：150,000円

該当するものに☑

該当する費用の□欄に☑を記入すること。

1 移転費用	<input type="checkbox"/> 家財道具の運搬のため引越業者または作業を依頼した者等に支払った費用
	<input type="checkbox"/> 家財道具の運搬のため利用した車両、台車、はしご等のリース費用
	<input type="checkbox"/> 家財道具の運搬のため利用した車両の燃料代
	<input type="checkbox"/> 家財道具の運搬のため購入した消耗品費
2 移転に伴う諸費用	<input type="checkbox"/> 移転先までの移動にかかる交通費、燃料代
	<input type="checkbox"/> 不要となった家財道具の処分にかかる手数料
	<input type="checkbox"/> 電話の移転手続きにかかる費用

【同意事項】

- 本申請書に疑義が生じ、追加の関係書類の提出等を求められた場合は、これに応じること。
- 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたことがわかった場合は、補助金交付決定を取り消し、また補助金を返還すること。
- 当該補助金を重複して申請しないこと。